

申請に対する処分（審査基準）について
製造所等の設置等の許可（移送取扱所）

所管所属	消防チーム
------	-------

審査基準

1（法律上の規定による基準）

消防法第10条第4項

製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

危険物の規制に関する政令第18条の2

危険物の規制に関する政令第24条第1項第1号